

旧能美海上ロッジ跡地の一時貸付募集要項

旧能美海上ロッジ跡地の一時貸付けについて、借受けを希望される方は、この募集要項及び参考資料を熟知の上、お申込みください。

1 貸付

(1) 貸付けの内容

旧能美海上ロッジ跡地の賃貸借（一時貸付）

(2) 利用可能な用途

次の要件をすべて満たしていることを前提とします。

ア 臨時的・一時的な使用であって、建物等を建築せず、借地権等の権利が発生しない用途

イ 誘客の促進や地域の賑わいづくりなどにつながる用途

（例：飲食イベント会場、地域イベント会場、展示場など）

(3) 利用できない用途

風俗営業、暴力団事務所、公序良俗に反する用途、政治的・宗教的中立を損う用途、その他社会通念上不適切と判断される場合や、振動、騒音、悪臭が著しく発生すると予想され、管理上又は環境保全上不適切と判断される用途

(4) 貸付物件

地 番	合計地積	貸付面積
江田島市能美町中町字水野元 4218-14、字長瀬 4721-5	1,957 ㎡	約 495 ㎡

(5) 貸付範囲

貸付面積全体の貸付けを原則とします。一部貸付は行いません。

(6) 貸付期間

ア 令和7年4月18日から令和8年3月31日までとします。ただし、海水浴期間中である令和7年7月12日から8月17日は当該地を海水浴客用駐車場として使用するため、貸付けを行いません。この期間を避けて申請をしてください。

申請例) 4月の第1週と第3週の土曜日の貸付けを希望など

イ 1日だけの貸付けも可能です。

(7) 貸付料

日額450円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(8) 留意事項

ア 現状有姿で貸付けします。電気水道設備もありませんので、事前に現地確認等を行い、現地を確認した上で申請をしてください。

イ 貸付期間中に生じた事故や怪我、損害などについて、市は一切の責任を負いません。

(9) 報告書の提出

今後の利活用方針の参考としたいため、利用後に別紙報告書を作成の上、提出をしてください。

2 資格要件

次の要件に該当しない法人又は個人に限り申し込みすることができます。

- (1) 公有財産に関する事務に従事する市の職員
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 貸付物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122 号）第2 条第1 項に規定する風俗営業、同条第5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号）第2 条第2 号に規定する暴力団の事務所の用に供しようとする者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11 年法律第147 号）第8 条第2 項第1 号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (5) 前号に掲げる者から委託を受けた者
- (6) 次のアからキのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号。）第2 条第2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2 条第6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 借受けの手続き

借受希望者は、借受けを希望する期間の初日の1 4 日前までに、次の書類を持参又は郵送により提出してください。

- (1) 財産借受願
- (2) 利用計画書（イベント概要等が分かるもの）
- (3) その他関係図面（配置図など）

4 申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、申し出又は申込みは無効となります。

- (1) 申込資格の無い者が行った場合
- (2) 申込みに関し不正な行為を行った場合
- (3) 申込書等の氏名、印鑑その他主要な部分に誤脱又は判読不能なものがある場合
- (4) 記名押印を欠く場合

- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合
- (6) 申込期間までに貸付け申込みをしなかった場合
- (7) 前各号に掲げるものの他、この「募集要項」に規定する募集に関する条項に違反した場合

5 借受予定者の決定

- (1) 申込みは先着順で受付を行います。既に借受者が決定している場合、その旨を速やかに次点申込者へ連絡するものとします。
- (2) 申込書の内容（借受希望期間、用途等）を確認の上、適当と認められる者を借受者としします。

7 契約の締結

賃貸借契約書により締結を行います。

8 貸付料の納付

市が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納付するものとします。

9 契約の解除

次に掲げる場合に該当したときは、契約を解除します。

- (1) 借受者が契約に定める義務を履行しないとき
- (2) 市及び国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、貸付財産を必要とするとき
- (3) 借受者が、2に定める資格要件の(2)から(6)に該当したとき

10 貸付契約期間中の使用制限及び維持管理責任

- (1) 賃貸借契約書に記載された用途を遵守し、貸付料等を定められた期限までに確実に納付するようにしてください。
- (2) 貸付物件の転貸又は賃借権の譲渡は認めません。
- (3) 貸付物件を善良な管理者の注意をもって管理するものとしてください。

11 貸付契約の終了

- (1) 貸付期間の満了により貸付契約が終了する場合は契約が満了する期日までに、借受者の責任と負担において、貸付財産を原状に回復して返還してください。
- (2) 借受者が貸付契約終了までに貸付財産を原状に回復して返還しない場合は、貸付契約終了の日の翌日から返還完了までの期間について、貸付料の2倍相当額の違約金を支払うこととする。なお、当該違約金は、借受者が貸付契約に定める義務を履行しないことによる損害賠償額の予定又はその一部と解釈しません。

12 その他

借受けの申込みや契約等の手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

貸付フロー図

